

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、宗像市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民の代表者
- (3) 事業者の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(平16条例33・平22条例29・平24条例33・平27条例1・令4条例23・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日条例第29号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月23日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月16日条例第23号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。